

令和8年1月7日

東京地方裁判所 御中

原告：株式会社Pioneerwork
代表取締役 後藤 陽一

別紙3 時系列表

0 前提情報

本件は、株式会社Pioneerwork（原告）とEntaben Systems Inc.（被告）との間のMOU（覚書）に基づく誠実交渉義務違反等を理由とする損害賠償請求事件である。

準拠法・管轄：MOUに基づき日本法、東京地方裁判所（第一審専属管轄）

1 主要イベント一覧

No.1 令和7年9月21日

イベント：MOU締結（署名完了）

証拠：甲1（MOU署名済み）

立証ポイント：契約関係の成立、誠実交渉義務、東京地裁管轄

訴状該当箇所：第2の2（1）

No.2 令和7年10月8日

イベント：STA（確定契約）ドラフト送付・フォロー

証拠：甲5（連絡履歴）

立証ポイント：交渉継続、原告側の履行努力

訴状該当箇所：第2の3（1）ア③

No.3 令和7年10月14日

イベント：Erik「Will reach out tomorrow」

証拠：甲5（メッセージ）

立証ポイント：相手の継続意思表示（期待形成）

訴状該当箇所：第2の3（2）ア

No.4 令和7年10月16日～令和7年11月5日

イベント：実質的返信なし（約20日）

証拠：甲5（連絡履歴）

立証ポイント：交渉引延べ、誠実交渉違反の素地

訴状該当箇所：第2の3（2）、（3）

No.5 令和7年11月7日

イベント：「I am ready to have a call」→不通（複数回架電）

証拠：甲5（メッセージ+通話履歴）

立証ポイント：期待形成とゴースティングの開始

訴状該当箇所：第2の3（2）イ

No.6 令和7年11月10日

イベント：「updated numbers asap」要求

証拠：甲5（メッセージ）

立証ポイント：情報提出要求、原告の追加対応

訴状該当箇所：第2の3（1）ア④、（2）ウ

No.7 令和7年11月11日

イベント：「Yes, we can have the purchase be direct with indy.」

証拠：甲4（メッセージ原本）

立証ポイント：取引ストラクチャーの承認、合理的期待の形成

訴状該当箇所：第2の3（2）エ、オ

No.8 令和7年11月12日

イベント：原告側、最終化のため日程打診→無返信

証拠：甲5（連絡履歴）

立証ポイント：合意後の不応答開始

訴状該当箇所：第2の3（3）ア、イ①

No.9 令和7年11月13日～令和7年11月25日

イベント：完全なゴースティング（複数回連絡も無反応）

証拠：甲5（通話/メッセージログ）

立証ポイント：交渉一方的打切り（正当理由なし）

訴状該当箇所：第2の3（3）イ②～⑤、ウ

No.10 令和7年12月7日

イベント：損害賠償請求通知書送付

証拠：甲2（通知書）、甲2-1（送付証拠）

立証ポイント：催告、支払期限（令和7年12月25日）、提訴予告

訴状該当箇所：第2の3（3）エ、第2の5（3）

No.11 令和7年12月25日

イベント：支払期限（通知書記載）経過

証拠：甲2

立証ポイント：支払期限の経過、被告の不履行

訴状該当箇所：第2の5（3）

No.12 令和8年1月7日

イベント：提訴

立証ポイント：本件訴訟の提起

以上